

第 5 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 3 年 1 0 月 2 6 日（火）

せたな町農業委員会

第5回せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年10月26日(火) 午後1時30分 から 1時52分

2. 開催場所 せたな町役場 第1委員会室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(2人)

2番	吉	田		優
3番	高	橋	光	也

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について (農業委員会等に関する法律第31条該当)
第5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
第6	議案第4号 土地現況証明願について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

- 事務局長 ただいまより第5回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。
- 会長 10月も終わりに近づきましたが、まだ皆様大変お忙しい中、本日総会にご参加いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。
- 会長 また最近になりまして、雨が降ることが多くなり、豆関係に非常に遅れが出ております。畑に入れない状態ということで大変心配されているわけでございます。
- 会長 先日、常設審議委員会ということで札幌に行きました。
そのときに各地区の会長さんの話を聞きますと、やはりこの雨で畑作関係が非常に遅れている。豆類の畑にはぜんぜん入れないということで、大変心配しているところでございます。
- 会長 そうしたなかで全道的に米の作況指数が108等言われていますが、やはり今年は非常に高温障害、干ばつ等で実体は品質低下が大変すごいということを聞かされてきました。
- 会長 セタナ町でも高温障害で胴割れ米がけっこう高い数字です。原因としては今年の夏の高温ということでございます。
そういったなかで、米は今年は大変楽ではなかったということで、大変余談ではございますが、先日の常設審議委員会で色々な情報を得たので、皆様方にお知らせしたいと思いますが、総会の後の協議会で折を見てお知らせしたいなと思います。
- 会長 本日は議案第1号から第4号まででございます。皆様方に慎重審議の程よろしくお願いいたしまして、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。
- 事務局長 ありがとうございます。
本日2番吉田委員、3番高橋委員より欠席の届け出がございました。只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。
- 議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第 1 会議録署名委員の指名について】

議長

「日程第 1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、8 番小島委員、9 番大羽委員を指名いたします。この指名は、第 5 回総会開会中といたします。

【日程第 2 会期の決定について】

議長

「日程第 2 会期の決定について」本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、本日 1 日と決定いたしました。

【日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について】

議長

「日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 3 年 10 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 1 ページをご覧下さい。

番号 25 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。所在につきましては [REDACTED]、[REDACTED] の計 2 筆、面積が [REDACTED] m²、解約理由につきましては、規模縮小のためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長 「日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長 番号 70 番に関しましては、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いいたしたいと思います。

議長 それでは事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 2 ページをご覧ください。
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 3 年 10 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 2 ページをご覧ください。
番号 68 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、
㎡、利用目的は普通畑、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2021 年 10 月 26 日、対価の支払期限が 2021 年 11 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が 円、売買価格は 円でございます。

事務局 3 ページをご覧ください。
番号 69 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。
利用権の設定等をする者、
さん。利用権設定等に係る土地につきましては、
の計 10 筆、面積が合わせまし

て■■■■■㎡、利用目的は水田、こちらは売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2021年10月26日、対価の支払期限が2021年12月14日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■■■■■円、売買価格は■■■■■円でございます。こちらは農地保有合理化事業でございまして、貸付予定者は■■■■■さんでございます。

事務局

4ページをご覧ください。

番号70番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計5筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらにつきましては賃貸でございまして、賃貸期間につきましては、2021年10月26日から2026年8月26日までの5年間、賃貸価格が■■■■■円でございます。こちらも農地保有合理化事業でございまして、前所有者につきましては■■■■■さんでございます。

事務局

5ページをご覧ください。

番号71番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計4筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらにつきましても賃貸でございまして、賃貸期間につきましては、2021年10月26日から2026年8月26日までの5年間、賃貸価格が■■■■■円でございます。こちらも農地保有合理化事業でございまして、前所有者につきましては■■■■■さんでございます。

事務局

6ページをご覧ください。

番号72番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計12筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、こちらにつきましても賃貸でございまして、賃貸期間につきましては、2021年10月26日から2026年8月26日までの5年間、賃貸価格が■■■■■円でございます。こちらも農地保有合理化事業でございまして、前所有者につきましては■■■■■さんでございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について。
農地法第 5 条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。令和 3 年 10 月 26 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。
こちらにつきましては、第 4 回総会で審議いただいた砂利採取のための一時転用でございます。

事務局

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は田、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 3 年 10 月 27 日から令和 4 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、11 ページ、12 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

令和 3 年 10 月 25 日の北海道農業会議第 7 回常設審議委員会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。

事務局

続きまして 13 ページをご覧ください。

事務局

こちらにつきましても、第4回総会で審議いただいた砂利採取のための一時転用でございます。

事務局

番号4番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、地目は畑、面積が[]㎡の内[]㎡、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が[]㎡、保安区域が[]㎡、採取数量が[]㎡、転用期間は令和3年11月1日から令和4年10月31日、位置図・配置図につきましては、17ページ、18ページの図3、図4のとおりでございます。

こちらにつきましても、令和3年10月25日の北海道農業会議第7回常設審議委員会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。

事務局

続きまして資料19ページをご覧ください。

こちらにつきましては、第4回総会で審議いただき北海道農業会議へ意見聴取したものでございます。

事務局

番号5番。貸主が[]、[]さん。借主が[]、[]さん。転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、地目は畑、面積が[]㎡、転用の目的につきましては、住宅の老朽化により農家住宅（二世帯住宅）新築のためでございます。転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、23ページ、24ページの図5、図6のとおりでございます。

こちらにつきましても、令和3年10月25日の北海道農業会議第7回常設審議委員会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 土地現況証明願について】

議長 「日程第6 議案第4号 土地現況証明願について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案4ページをご覧ください。
議案第4号 土地現況証明願について。
別紙のとおり現況証明願出があったので、内容審査のうえ可否を決定するものとする。令和3年10月26日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料25ページをご覧ください。
番号12番。所在につきましては■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計4筆、公簿地目は全て畑、現況は全て農地採草放牧地以外、面積が合わせまして■■■■㎡、利用状況につきましては原野、宅地、山林でございます。願出理由は地目変更のためとなっておりまして、所有者、願出者共に■■■■、■■■■さんでございます。

こちらにつきましては、2021年10月19日に■■■■会長、■■■■代理、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員と現地に出向き、目視で確認し農地採草放牧地以外であることを確認しております。場所につきましては、26ページ、27ページの図7、図8のとおりでございます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
この案件につきましては、農業委員会の農地委員会が現地確認をいたしましたということで、農地委員会の■■■■委員長より補足説明がございましたらよろしく願いいたします。

7番 現地を農地パトロールで確認いたしましたが、■■■■に関しましては山奥なのでドローンを飛ばして確認予定でしたが、豪雨のためドローンは飛ばせませんでした。徒歩で向かおうと思いましたが道が発見できませんでした。
航空写真を見る限り周りの現状を確認すると山林であり、どう考えても畑ではないだろうということで、現状で山林だということで判断をして報告をさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。

議長 それでは議案第4号の説明が終わりました。
議案第4号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第5回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 11 月 29 日

会議録署名委員

8 番 小島 敏人

9 番 大羽 孝志

議長 原 田 喜博